

発行元
 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会
 新潟市中央区白山浦1-238-6
 TEL/FAX
 025-383-6335

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

第8回口頭弁論

本年7月10日午後3時より、新潟地方裁判所で第8回口頭弁論が開かれました。

原告2名の意見陳述

2次提訴原告の加藤京子さん（新潟県岩船郡粟島浦村）は、2011年4月末

に馬の牧場の立ち上げのために名古屋市から粟島に移住し、乗馬など馬の力を借りた子どもたち向けの体験活動、福島の子どもたちを対象とした牧場暮らしキャンプを実施しています。昨年福島からこのキャンプに参加したお母さんが「3歳の息子を粟島で初めて外遊びさせた」と話していたことなどを紹介し、「日常」を奪い続ける原発事故の危険性のある東電柏崎刈羽原発の運転差止めを強く求める、と述べました。

同じく2次提訴原告の大関ゆかりさん（新潟市）は、福島県双葉郡広野町の高野病院の事務長や避難者の方々から直接聞いた話などから、「一度原発事故が起これば避難や被災地への支援は危険で不可能」「非常に広い範囲の住民の日常生活や生業を破壊する」「放射能災害には通常の備えでは対応できない」と述べ、「東電には加害企業としての誠意が見えず原発再稼働は許されない」と訴えました。

弁護団からは準備書面（23）から（27）までの準備書面5通と求釈明申立書を提出し、内容を口頭で説明しました。

和田光弘弁護団長は、大飯原発の運転差止めを命じた福井地裁判決を引用し、人格権は憲法上「最高の価値」を有するものであることを訴え、被告の「原告らの人格権が侵害される具体的危険性が主張立証されていない」とする主張を厳しく批判しました。

海津論弁護士は、「柏崎刈羽原発の敷地内を通る真殿坂断層は2007年中越沖地震で沈降・隆起したのであり活断層性を否定できない」「今後活動すれば地盤の変位や揺れにより原子炉や周辺機器に重大な損傷を生じさせる危険性が高い」と説明しました。

高野義雄弁護士は、論文や地勢図等に基づき、「鳥越断層（気比ノ宮断層）は少なくとも約10万年前以降は活動を繰り返している」「同断層の長さは約39kmであり、M7.5の地震が発生しうる」「被告想定の上を越える地震動となり事故の危険性が高い」と指摘しました。

伊東良徳弁護士は、福島原発1号機の電源喪失原因について、「波高計による津波実測波形に基づく津波到達時刻の考察から、1号機敷地への津波遡上は全交流電源喪失より明らかに後である」とし、被告が主張する津波原因説をあらためて批判しました。

金子直樹弁護士は、震災関連死認定者の大



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進



意見陳述をする原告と弁護団などで裁判報告集会を開催

半が避難弱者と言われる高齢者・障害者であることを指摘し、「立地評価や避難計画を何ら審査対象としない新規制基準では住民の安全性は確保されない」「避難態勢が確立していない以上原発運転は許されない」と述べ、「裁判所は住民の安全を含めた原発の安全性を厳しく問わなければならない」と強く訴えました。

裁判所は事前の進行協議では断層の問題にとりわけ関心を示しており、原告弁護団の説明に熱心に耳を傾けていました。

被告側は、原告の準備書面(11)(佐渡海盆東縁断層に関する主張)、準備書面(26)(福島第一原発1号機の電源喪失原因に関する主張)への反論を10月20日までに提出するなどとしました。

脱原発原告団全国連絡会発足

9月23日「脱原発全国連絡会」の発足式が東京で開催されました。新潟から原告団の吉田隆介共同代表が参加しました。

当日は、呼びかけた24団体中19団体が参加。欠席の原告団も大半が参加をすることが確認されています。

代表は小野有五さん(泊原発の廃炉をめざす会共同代表)、大石光伸さん(東海第2原発差止訴訟原告団共同代表)、中野哲演さん(福井原告団代表)、鎌田慧さん、河合弘之さん、海渡雄一さんの6名になりました。会議では川内原発の再稼働問題、大飯原発差止め訴訟判決の評価などが主に話し合われました。

会員拡大に向け

市民の会の会員が1555名に達しました。目標の2千名まで後少しです。会員の皆様からもう一声、お声がけいいただき、目標達成に向けご協力をよろしくお願ひします。

第9回口頭弁論期日のご案内

日時：2014年11月6日(木)午後3時～、場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

- (1) 応募方法：氏名(ふりがな)、住所、連絡先(電話、FAX、メールアドレス)、原告/サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メール m-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2014年10月24日(金)午後5時(厳守)

- (2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。
- ・入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

- (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

- ・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。場所はいずれも弁護士会館2階会議室です。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。

午後2時～ 裁判前集会(弁護団から裁判の概略をご説明します)

午後4時15分頃～(裁判終了後)報告集会・記者会見

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思ひます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願ひします。